

諮 問

日本農林規格調査会長 殿

農林水産大臣 齋藤 健



日本農林規格の制定等について（諮問）

下記1及び2に掲げる日本農林規格については制定を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第3条第4項の規定に基づき、下記3及び4に掲げる日本農林規格については改正を行う必要があることから、同法第5条において準用する第3条第4項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【制定】

- 1 接着重ね材の日本農林規格
- 2 接着合せ材の日本農林規格

【改正】

- 3 製材の日本農林規格（平成19年8月29日農林水産省告示第1083号）
- 4 直交集成板の日本農林規格（平成25年12月20日農林水産省告示第3079号）